

自転車指導啓発重点路線（佐伯警察署）

令和8年1月

【重点路線】国道2号沿い（宮島街道、バイパス沿い）

選定理由

- ・ 車道や路側帯の逆走、幅の狭い歩道を強引に通行する自転車が多数認められる。
- ・ 右左折時の車と自転車の事故が頻発している。

重点路線

この地区でよく見られる自転車利用者の違反

- 歩道で徐行や一時停止をしない
- 携帯電話を使用しながらの運転
- 車道や路側帯の右側通行



★自転車運転する人は次の点に気を付けましょう！★

1 歩道は、歩行者優先！

自転車が通行できる歩道でも、車道寄りをすぐに止まれるスピードで走行し、歩行者の邪魔になる時は一時停止をしましょう。

2 ながら運転の禁止！

片手運転になったり、周りの危険を発見することができず、重大な交通事故につながる危険な行為です。絶対にやめましょう！

3 自転車は、左側通行！

自転車は車両です。車道の左側端を走行しましょう。

自転車関連事故発生状況（R2～R7 合計）

区 分	佐伯警察署管内	
	重点路線	
自転車関連事故件数	188	17

警察では、自転車運転者の信号無視、逆側通行等に対し、指導警告を行うとともに、悪質・危険な交通違反に対しては検挙措置を講ずるなど、厳正に対処しています。

